

【レフリー原著・事例研究（BMA 論文区分）】

植物品種の知財マネジメントに関する一考察 — 岩手県八幡平市のリンドウ品種を事例として —

櫻谷 満一

岩手県八幡平市では、リンドウの品種開発のための研究所を設置し、市自らが育種事業を展開している。全国のリンドウ生産量の 35%以上を同市が占めるに至っているが、近年は、国内生産だけではなく、海外の生産者に育成者権をライセンスして現地生産を行い、そこで収穫した切り花をEU市場等へ輸出し、ロイヤリティーを得るビジネスモデルの構築に取り組んでいる。本稿では、知財マネジメントの視点から八幡平市のリンドウ品種の「創造」、「保護」、「活用」について分析、考察した。その結果、海外において育成者権を確保し、ライセンスすることで、ロイヤリティーを得るだけではなく、市場の拡大にもつながる可能性があることを指摘した。また、近年、植物品種の海外への流出が問題となっているが、有望なライセンス先を見つけてライセンスすることで、ライセンサーに不法栽培の監視をさせるといった効果も期待できることを指摘した。

キーワード

知的財産権、知的創造サイクル、育成者権、商標権、ライセンス、品種開発

A Study on Intellectual Property Management of Plant Varieties — Case Study of Gentian Varieties in Hachimantai City, Iwate Prefecture —

Mitsukazu Sakuradani

In Hachimantai City, Iwate Prefecture, a research center for developing wide varieties of Gentian has been established and the city itself has started a new breeding business. Even though, 35% of domestic Gentian production in being serve by the city, the city has been trying to construct a business model to gain a royalty by providing licensed breeders' rights to not only domestic producer but also to producer in oversea. Thus, this paper aimed to analyze and discuss about the

‘creation’, ‘protection’, ‘utilization’ of Gentian variety of Hachimantai city from the viewpoint of intellectual property management. As a result, securing breeders' rights and licensing them in overseas not only provides royalty but also leads to market expansion. Moreover, finding a promising licensed destination and licensing can also help the licensee to monitor illegal cultivation which might improve the issues of outflow of plant varieties abroad.

Keywords

Intellectual property right, Intellectual Creation Cycle, Breeders' Rights, Trademark Rights, License, Development of variety

1 背景と目的

近年、日本では、ブドウ品種「シャインマスカット」やイチゴ品種「とちおとめ」等の海外への流出が問題となっており、国外も含めた植物品種の知的財産（以下、「知的財産」を「知財」と略すことがある）としての保護に関心が高まっている¹。植物品種を知的財産として保護する制度としては、種苗法に基づく育成者権がある²。また、新規性、進歩性等の要件を充足することで特許権での保護も可能である³。一方で、植物の性質上、いったん新品種が育成されるとこれを第三者が増殖することは容易であり、また、育成者権によって保護していたとしても、侵害の監視や差止等の権利行使は育成者権者が自ら行わなければならない。こうした海外への品種登録出願や監視にはコストがかかるため、多くの公設試験場や大学は海外での育成者権の取得に消極的である。また、知的財産は、有効に活用されてこそ、その価値が実現されるものである。活用のための保護であり、活用が収益をもたらす新たな創造を引き出すのである。これまで、農業分野における知的財産に関する研究は、種苗法や UPOV 条約等の制度分析、遺伝資源へのアクセスと利益配分など、主に知財としての保護を射程としたものが多く、活用に焦点を当てた研究や、創造から保護、活用に至る知財マネジメントに関する研究は、ほとんど見られないのが現状である。これは、従来から、植物品種を含めた農業分野に関わる知財については、地域の共有財産とみなされる傾向が強く、農業関係者の知財への意識も必ずしも高くなかったことに依ると考えられる。一方で、日本の高品質な農産物が海外で注目され、農産物の輸出も拡大しているなかで、今後は、他の工業製品と同様に植物品種についても、適切な知財マネジメントが求められる。

岩手県八幡平市（旧安代町）では、1990 年代から市独自の新品種開発を進め、多くのリンドウ品種を育成し、育成した品種を国内外において育成者権で保護するとともに、品種の利用（種苗の生産、収穫物の生産・販売）に係る権利⁴を海外の生産地へライセンスし、ライセンスで得られたロイヤリティーを新たな品種開発に活用するビジネスモデルを構築している。これまでは、優れた品種を育成しても、海外への出願登録費用の負担、人員の制約、種苗流出の懸念等から海外ライセンスに消極的な公設試験場等が多い中で、商業栽培を目的に海外へライセンスしている事例として注目される。八幡平市におけるリンドウについては、石塚ら（2013）や横田（2006）が品種開発や輸出への取り組みについて、日影（2013a）がこれまでの取り組み経過や輸出戦略を報告しているが、これらは生産体制、切り花の輸出戦略に焦点を当てている。そこで、本稿は、品種育成や農産物輸出等に取り組んでいる関係者に、植物品種の知財マネジメント構築のための知見を提供することを目的に、八幡平市のリンドウ品種を事例として取り上げ、その知財マネジメントについて分析する。

2 研究方法

本稿は、八幡平市のリンドウ品種を事例として、植物品種の知財マネジメントについて分析、検討することが目的であるため、分析のフレームワークとして、政府の『知的財産戦略大綱』（2002 年、知的財産戦略会議）において示されている「知的創造サイクル」モデルを採用した。「知的創造サイクル」モデルは、知的財産を「創造」、「保護」、「活用」の3ステージに分け、各ステージを強化しつつ、サイクル全体を「強く・広く・速く」回そうというものであり、近年の科学技術・イノベーション政策のほとんどがこのサイクルを前提にしている（特許庁（2010））。また、「活用」のステージの分析に関しては、米国アライアンス協会（Association of Strategic Alliance Professionals）が提唱し、近年、元橋ら（2014）が紹介しているアライアンス推進力のフレームワークを適用した。このフレームワークは、経営学の戦略論において汎用されているSWOTをアライアンスに適用したものである。すなわち、アライアンスの推進力を内部環境に関する推進力と外部環境に関する推進力に分け、さらに自社にとっての機会と脅威からアライアンスに至る過程を分析するものである。知的財産権のライセンスもアライアンスの一形態であることから、分析の視座として本フレームワークを採用した。

分析データは、八幡平市花き研究開発センターへのヒアリング及びデータベースにより入手した。ヒアリングでは、取組みを行うに至った背景や理由、具体的経緯、効果及び課題等について、特にライセンス契約に至る経過や効果に重点を置いて把握した。品種の出願・登録状況については、農林水産省が提供する「品種登録データベース」、商標の出願・登録状況については、世界知的所有権機関（WIPO）が提供するデータ

ベース「Madrid Monitor」により確認した。

3 我が国におけるリンドウ栽培の歴史

リンドウはリンドウ属の多年草で、自生種はアフリカを除く世界のほぼ全域に約 400 種あると言われており、日本では、本州から四国・九州の湿った野山に自生する（柴田ら（2016））。リンドウ栽培が本格的に始まったのは、1955 年頃からと言われており、当初は、長野県などの生産者が山地に自生しているリンドウの根株を集めて栽培を試みていたが、栽培面積が増えるに伴い根株が得られなくなり、次第に実生栽培⁵に変わっていったとされる（吉池（1992））。変種や亜変種が数多くあり、また、園芸品種の開発が活発に行われている（日影（2013b））。八幡平市（旧安代町）では、その冷涼な気候を生かして、1970 年代から「安代りんどう」の名称でリンドウの生産を行っている⁶。

4. 分析結果

4-1 知財の創造

4-1-1 八幡平市におけるリンドウの栽培と育種の歴史

安代リンドウの特徴は、八幡平市において、市と生産者が共同でリンドウの育種を行い、生産された切り花を国内外へ出荷していることである。八幡平市（旧安代町）では、1971 年に町 4H クラブが水稻の減反対策としてリンドウ栽培に取り組んだのが始まりであり、その後、生産部会の設立（1972 年）、育苗センターの設置（1972 年）、ハウスの導入（1975 年）等により生産面積を拡大していった。1986 年には、町独自の新品種開発のために試験圃場を設置し、育種素材の収集を開始した。1992 年には、品種開発を行うため「安代町花き開発センター」（現八幡平市花き研究開発センター）を設置し、同年にはオリジナル品種の第 1 号である「安代の秋」が品種登録出願されている（1996 年登録）⁷。その後、「安代の夏」、「メルヘンアシロ」、「シャインブルーアシロ」等の新品種が出願・登録されており、2018 年 8 月 5 日時点で、12 品種の登録品種を保有している⁸。また、2006 年には、八幡平市、一般社団法人安代リンドウ開発、ニュージーランドの公的研究機関（プラント & フード研究所）、ニュージーランドの生産者の 4 者が出資して合弁育種会社「リンドウインターナショナル有限公司」を設立し、赤いリンドウの開発にも着手している。これは、2015 年に品種名称「RI0405128」として日本で品種登録されている（登録番号 24102）。

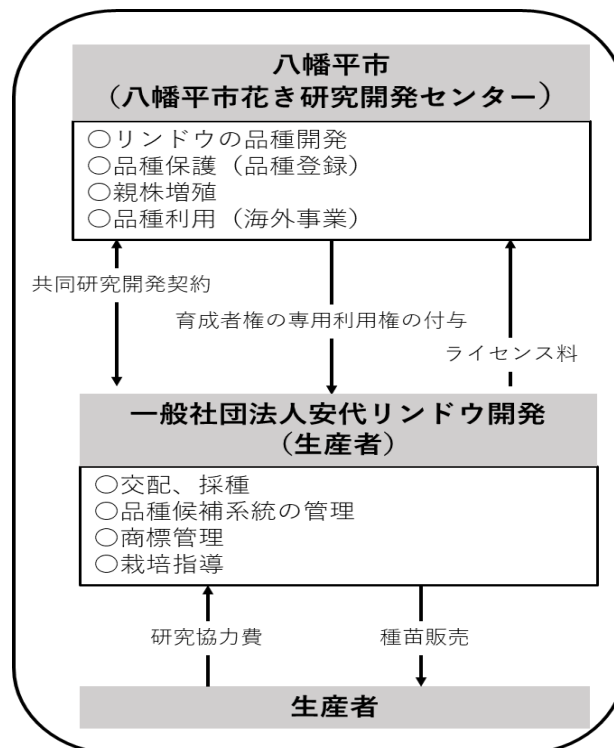
4-1-2 育種の体制

八幡平市におけるリンドウの品種開発の体制を図 1 に示す。リンドウの品種開発は、八幡平市花き研究開発センターが、生産者らで組織される一般社団法人安代リンドウ開発と

共同研究開発契約を締結し、同契約に基づいて行っている。また、生産者は、リンドウの販売額の 2% を研究協力費として一般社団法人安代リンドウ開発に拠出する仕組みとなっている。

八幡平市花き研究開発センターは、品種開発以外にも、品種保護（品種登録）、親株増殖、品種の利用（海外事業）も担っている。一方で、一般社団法人安代リンドウ開発は、交配、採種作業や品種候補系統の管理の他、商標管理や栽培指導を担っている。このように、八幡平市のリンドウ品種の開発は、市の組織である八幡平市花き研究開発センターと生産者らで組織される一般社団法人安代リンドウ開発が役割分担をしながら進めている。

八幡平市花き研究開発センターが開発したリンドウ品種は、一般社団法人安代リンドウ開発に国内における育成者権の専用利用権を付与している。八幡平市花き研究開発センターでは、その対価としてライセンス料を得て、それを次の新品种開発に活用する仕組みを構築している。一般社団法人安代リンドウ開発では、設定された専用利用権に基づき種苗を生産し、生産者に販売している。



注：「八幡平市花き研究開発センター施設案内」（八幡平市）を基に筆者作成。

図1 八幡平市のリンドウの品種開発と生産体制

以上のように、八幡平市のリンドウ育種の特徴は、二つの機関による役割分担と、品種開発に生産者を巻き込み現場の意見を品種開発に反映させる仕組みを構築しているところにある。

なお、安代リンドウを生産するのは、JA 新いわて八幡平花卉生産部会に加入する約 160 名の生産者である。生産者による自主検査など厳格な出荷基準を徹底することで高品質を維持している。2014 年時点で、全国のリンドウの栽培面積は 440ha であり、そのうち八幡平市は 25% の 109ha を占めている。また、全国のリンドウの切り花の出荷数量 8 千 520 万本のうち、29% の 2 千 500 万本を八幡平市が生産している。

4-2 知財の保護

4-2-1 育成者権

八幡平市花き研究開発センターが育成したリンドウの新品種は、同センターが種苗法に基づき品種登録をしている。八幡平市が育成したリンドウ品種のうち、2018 年 8 月 5 日時点で育成者権が存続している品種を表 1 に示す⁸。

表 1 八幡平市が育成者権を有するリンドウ品種

品種名称	出願日	登録日 登録番号	登録品種の画像	品種名称	出願日	登録日 登録番号	登録品種の画像
安代の夏	1995.11.8	1999.9.21 7473		クリスタルアシロ	2006.4.3	2008.12.17 17196	
メルヘンアシロ	1995.11.8	1999.9.21 7474		安代2007の2号	2007.4.12	2009.3.2 17622	
シャインブルーアシロ	1995.11.8	1999.9.21 7475		安代2010の1号	2010.11.30	2012.2.29 21497	
ラブリーアシロ	1998.9.30	2002.7.10 10424		安代2012の1号	2012.2.29	2014.1.23 22947	
安代のひとみ	2004.3.31	2007.3.15 15089		安代2012の2号	2012.2.29	2014.1.23 22948	
安代の初秋	2004.3.31	2007.3.15 15090		安代2012の3号	2012.10.16	2015.3.20 24092	

注：農水省の「品種登録データベース」（2018. 8. 5 時点）に基づいて作成。

リンドウは、挿し木で増殖する栄養繁殖系と実生により増殖する種子繁殖系に分けることができる。栄養繁殖系は、遺伝的に同一個体を容易に増殖可能という長所がある一方、繁殖効率が低いといった欠点がある。一方で、種子繁殖系は、繁殖効率が高いという長所がある一方、形質を維持するために両親の系統を維持しなければならない。八幡平市では、栄養繁殖系と種子繁殖系の両系統を保有している。また、種子繁殖系は一代雑種（F₁ 品種）である⁹。日本国内においては、栄養繁殖系を中心に種子繁殖系の一部も品種登録をして

いるが、一方で、海外への品種登録は栄養繁殖系のみである。これは、種子繁殖系は一代雑種（F₁品種）であるため、親品種を厳重に管理し国外へ持ち出さないことで種苗の違法増殖を防止できるのに対して、栄養繁殖系は容易に第三者に種苗の増殖をされてしまうおそれがあるためである。表2はリンドウ品種の海外へのライセンス状況である。ニュージーランド、チリにライセンスしている「ラブリーアシロ」、EUにライセンスしている「メルヘンアシロ」、「シャインブルーアシロ」、「クリスタルアシロ」、「RI0405128」は、栄養繁殖系のため、日本国内だけではなく当該国においても品種登録を行っている。

表2 海外へのリンドウ品種のライセンスの概要

国・地域	契約締結年	許諾先	品種名称	繁殖形態	国内品種登録	海外品種登録
ニュージーランド	1995年	A社（切り花の輸出業者）	ラブリーアシロ	栄養繁殖系	○	○
			安代の秋	種子繁殖系	×	×
チリ	2002年	B社（切り花の輸出業者）	ラブリーアシロ	栄養繁殖系	○	○
			安代の秋	種子繁殖系	×	×
			安代のさわかぜ	種子繁殖系	×	×
EU	2016年	花き生産者組合（オランダ）	メルヘンアシロ	栄養繁殖系	○	○
			シャインブルーアシロ	栄養繁殖系	○	○
			クリスタルアシロ	栄養繁殖系	○	○
			RI0405128	栄養繁殖系	○	○
ルワンダ	試験栽培中	生産法人	安代の輝き	種子繁殖系	（出願予定）	（出願予定）

注1: ヒアリング結果を基に筆者作成。

注2: チリのB社は、現在、事業を中止している。このため、ニュージーランドのA社がチリ国内の生産者に生産・販売権の再許諾を行っている。また、リンドウ品種「安代の輝き」は、一代雑種（F₁品種）であっても、栄養繁殖が可能であるため日本及びルワンダへの品種登録出願を予定している。

このように、八幡平市花き研究開発センターが育成したリンドウの新品種は、繁殖特性に応じて品種登録出願の有無を判断するとともに、海外での現地生産を予定している国において栄養繁殖系の品種の栽培を許諾する場合は、必ず当該国に品種登録していることに特徴がある。なお、どこの国にどの品種をライセンスするかは、現地での栽培試験の結果による。リンドウの場合、この試験栽培には3年程度かかる。植物は、工業製品と違って気温、日照、土壌等自然条件によって生育や品質が違ってくるため、商業栽培の前に試験栽培が必須となる。一方で、「植物の新品種の保護に関する国際条約」¹⁰では、育成者権の付与のための要件として新規性（我が国の種苗法では未譲渡性）が規定されており、国内においては最初の業としての譲渡から1年以内、外国においては4年以内の出願が求めら

れる。新規性を喪失しないためにも、国内への出願時期、海外への出願時期、試験栽培の時期等を予め計画しておく必要がある。永年作物のように試験栽培に4年以上かかると見込まれる場合には、試験栽培の結果を待たず、現地生産を予定している国等へ出願し出願日を確保しておく必要がある。

4-2-2 商標権

安代リンドウに係る商標は、2008年3月3日に、一般社団法人安代リンドウ開発を出願人として、日本国特許庁へ出願され、同年10月17日に登録されている（登録番号5173992）。登録商標は、図2に示すように、青色の花弁に緑色の葉と茎で構成されるリンドウの図と、アルファベットの黒の小文字「Gentian」と、赤字の日本語「安代りんどう」、赤字のアルファベット「ASHIRO-RINDO」で構成される図形と文字からなる結合商標である（以下、商標「安代りんどう／ASHIRO RINDO」）。なお、Gentianとは、リンドウの英訳である。次に、日本国特許庁への出願を基礎として、マドリッド制度¹¹を使って中国、EU、米国、ニュージーランド、韓国、チリに出願（国際登録日は2008年4月22日）されている。なお、日本国特許庁からは、商標法4条1項各号を理由に拒絶理由が発せられているが、指定商品の範囲を減縮することで登録になっている。この結果、指定商品は、「岩手県安代地方で品種改良されたリンドウの種子」、「岩手県安代地方で品種改良されたリンドウの苗」、「岩手県安代地方で品種改良されたリンドウの花」である。なお、韓国、チリでは出願が拒絶されている。



図2 登録商標「安代りんどう」

4-3 知財の活用

4-3-1 育成者権

安代リンドウの特徴は、日本国内から海外への切り花の輸出と海外でのライセンス契約に基づく現地生産にある。

ライセンスに至る過程を、アライアンス推進力のフレームワークに基づいて整理したものを図3に示す。

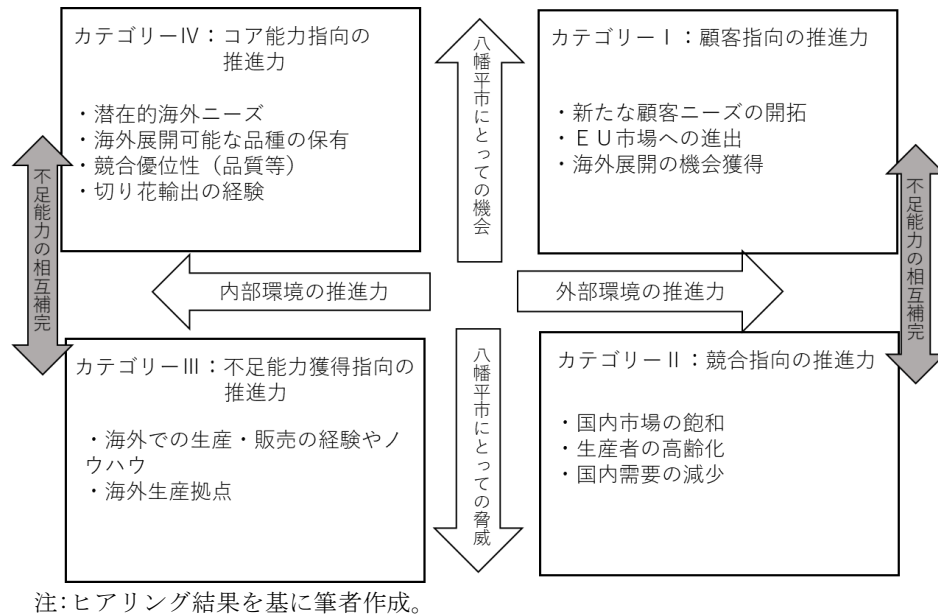


図3 「安代リンドウ」のアライアンス推進力

まず外部環境についてみると、国内での花卉需要の鈍化が挙げられる。リンドウについても、全国の栽培面積は、550ha（2002年）から432ha（2017年）に、切り花の出荷量は1億280万本から8千690万本にそれぞれ減少している。八幡平市においても、栽培面積は1998年の125haをピークに減少している。このため、八幡平市では、日本とは季節が逆のニュージーランドでリンドウを栽培し、冬場に日本に輸入することでリンドウの市場全体の拡大を目指すことにした。そこで、1995年にニュージーランドの切り花輸出業者であるA社とサブライセンス権付きのライセンス契約を結んだ。結果的に、ニュージーランドで生産されたリンドウは、日本よりも販売単価の高いEU、米国に輸出されることになるが、生産拠点を北半球（日本）と南半球（ニュージーランド）に置くことで、八幡平市で育成したリンドウを年間を通じて外国市場に輸出する体制が整備されていくことになる。

A社は八幡平市で育成したリンドウ品種に関心を示し、ニュージーランド国内の花弁生産者に生産・販売の権利を再許諾して切り花の生産をするとともに、チリの切り花輸出業者であるB社にサブライセンスをし、チリ国内においても生産拠点を確保する。こうしてみると、新たな輸出品目を探していたA社のニーズは八幡平市にとっての機会であり、一方で、日本国内での花卉需要の飽和は、八幡平市にとっては脅威となっており、これが外部環境によるアライアンスの推進力になったと考える。

また、A社は、2016年にオランダの花弁生産者組合にもリンドウの鉢物生産に関して、

サブライセンスをしている。これは、EU においては、リンドウが切り花としてだけではなく、鉢物としてのニーズがあることに着目したためである。一方で、植物検疫の関係で土の入った状態の鉢物をそのまま EU へ輸出することができないため、オランダの花生産者組合に種苗の増殖権、鉢物の生産・販売権をサブライセンスしたものである。

さらに、八幡平市では、EU へのリンドウの切り花の輸出拡大を目指して、ルワンダの生産法人との間で試験栽培の契約を結んで栽培試験を行っている。この試験結果が良好であれば、EU で最も消費が伸びるクリスマスとバレンタインに向け、ルワンダから EU への切り花の出荷が可能となる。

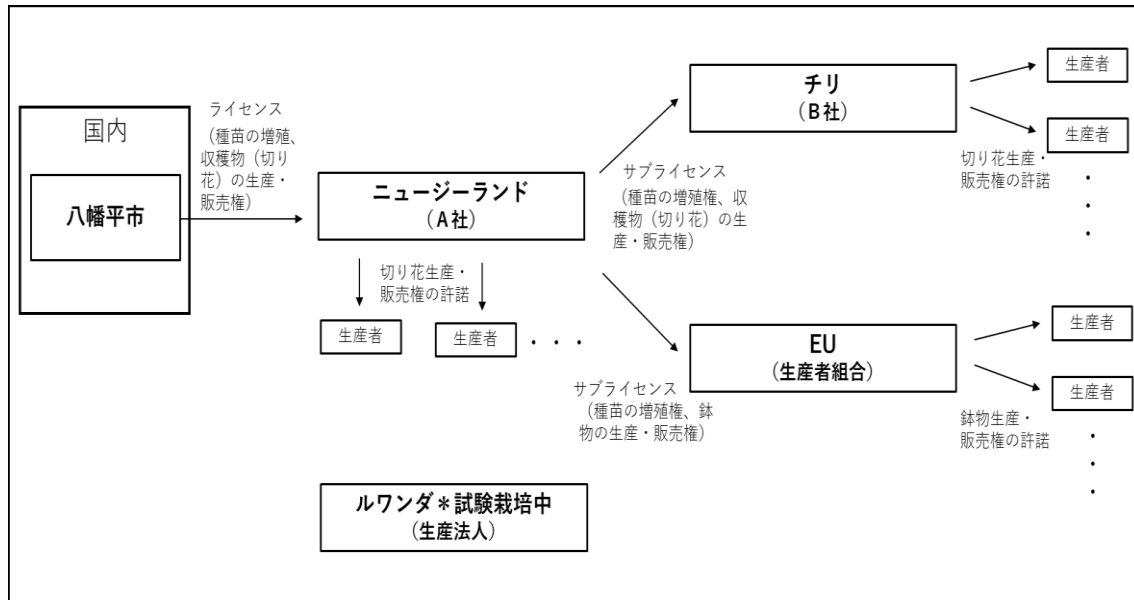
一般に、農産物・食品は、工業製品以上に国・民族や文化によって嗜好性が異なってくるため、海外展開においては食味試験等のマーケット調査が必要となる。特に食品原料となるものや加工用途となるものは、調理方法、食べ方などの食文化の違いが影響してくるため、例えば現地の味に合わせて商品をローカライズするなど、単純に育成した品種をライセンスアウトすることにはならないが、観賞用の花は、こうした嗜好の違いによる影響も少なく、現地での試験栽培の結果が良好であれば比較的スムーズにライセンス交渉に入れることも海外展開に当たって有利には働いていると思われる。

内部環境についてみると、八幡平市では、もともと 2002 年からオランダへリンドウの切り花の輸出を開始していたことから、海外輸出の実績や経験はあったが、海外での生産・販売についての経験やノウハウが不足していた。そこを A 社とのライセンス契約により、同社をマスターライセンシーとすることでチリ、EU への拡大が図られた。また、八幡平市においては、1980 年代後半から積極的にリンドウの育種素材を収集しており、これらの育種素材を基に海外展開可能な品種を開発し保有していたことが機会となり、これらが内部環境によるアライアンス推進力になったと考える。

こうしたことから、このライセンスは、顧客ニーズを満たすとともに、自らの脅威となる外部環境の変化に対応する意味でも不足能力を相互に補完し合う関係にあったといえる。

次に、ライセンスの流れを図 4 に示す。八幡平市は、ニュージーランドの A 社へ種苗の増殖及び収穫物（切り花）の生産・販売に係る権利をライセンスしている。日本からサブライセンス権付きのライセンスを付与されたニュージーランドの A 社では、同国内の生産者に収穫物（切り花）の生産・販売に係る権利を許諾するとともに、チリの B 社には種苗の増殖及び収穫物（切り花）の生産・販売に係る権利を、EU の生産組合には種苗の増殖及び収穫物（鉢物）の生産・販売に係る権利をサブライセンスしている。ライセンス先及びサブライセンス先に許諾している種苗の増殖は、表 2 で示したよう「ラブリーアシロ」、「メルヘンアシロ」等の栄養繁殖系の品種であり、「安代の秋」、「安代のさわかぜ」等の種子繁殖系の品種については F₁ 品種のため、種子は日本国内からの輸出により供給される。同様に、ルワンダでは、種子繁殖系の品種の栽培を予定しているため、ライセンスは、収穫物（切り花）の生産・販売に係る権利である。また、サブライセンス先から生産者に許諾されるのは、収穫物の生産・販売に係る権利であり、生産者には種苗の増殖は許諾され

ていない。サブライセンス先はマスターライセンシーである A 社とともに非許諾の種苗増殖を監視する役割・機能も担っている。



注 1: ヒアリング結果を基に筆者作成。

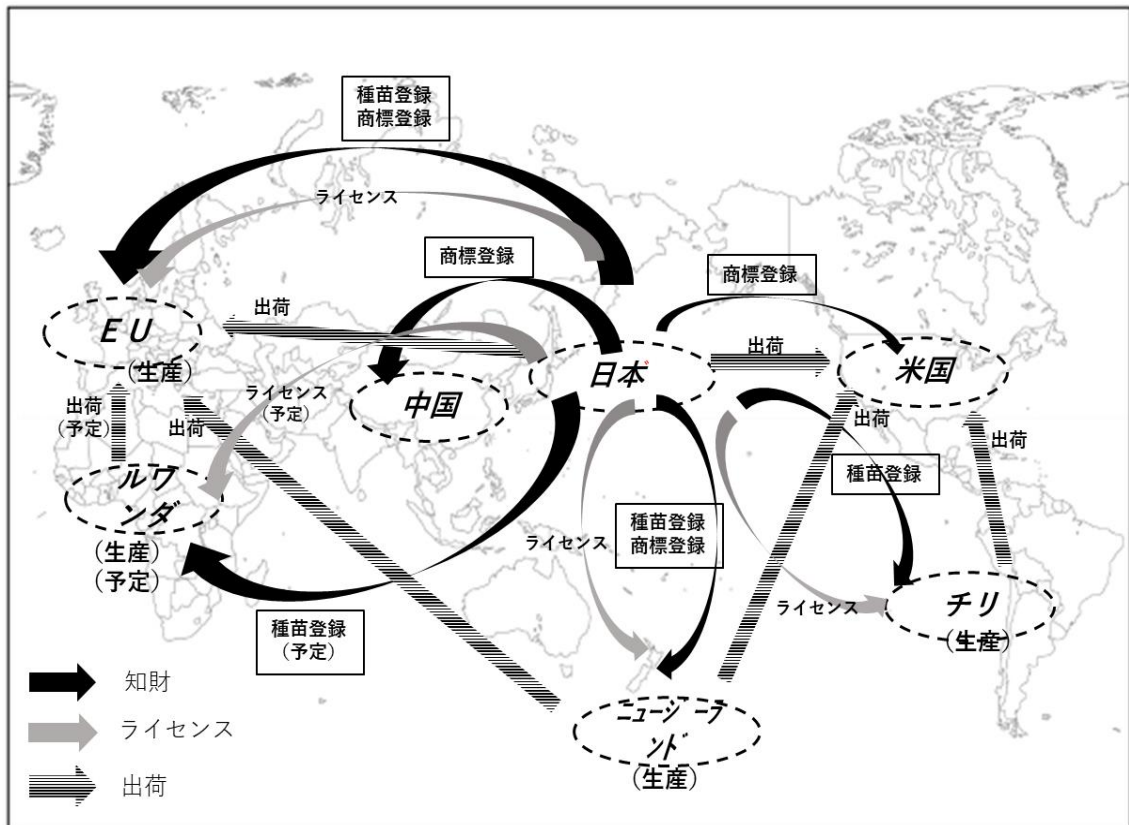
注 2: チリの B 社は、現在、事業を中止している。このため、ニュージーランドの A 社がチリ国内の生産者に生産・販売権の再許諾を行っている。

図4 海外ライセンスの流れ

このように、八幡平市では、品種の繁殖特性に応じて海外への品種登録出願の有無を選択しているだけでなく、ライセンス契約も品種の繁殖特性を考慮した内容としているところに特徴がある。

なお、ライセンス先の開拓であるが、A 社については、在ニュージーランド日本大使館の協力を得ている。また、現在、試験栽培を行っているルワンダの生産法人については、みずほ情報総研株式会社がコーディネーターとなっている。ルワンダを海外における生産拠点の一つとして選択した利用は、「Doing Business 2016」¹²において、ルワンダのビジネス環境がモーリシャスに次いでアフリカ第 2 位にランクインしており、成長性があり、労働力が抱負で、年間を通じて気候が安定していることが挙げられる（みずほ情報総研（2017））。

こうした結果、図 5 に示すように、八幡平市では、育成したリンドウ品種を国内外において育成者権で保護するとともに、海外へライセンスすることで、ニュージーランド、チリに生産拠点を作り、そこから EU、米国へライセンスした品種の切り花を輸出するビジネスモデルの構築を図っている。さらに、ルワンダでの生産拠点づくりや、EU 内の生産者にライセンスして、鉢物を生産、販売する新しい試みにも着手している。



注:ヒアリング結果を基に筆者作成。

図5 「安代リンドウ」の海外許諾と海外生産の状況

4-3-2 商標権

商標「安代りんどう／ASHIRO RINDO」は、日本、中国、EU、米国、ニュージーランドにおいて登録されており、日本からEU、米国へ輸出される切り花、チリから米国へ輸出される切り花、ニュージーランドからEU、米国へ輸出される切り花には、商標「安代りんどう／ASHIRO RINDO」が使用される。また、EUで生産され、EU内で販売される鉢物にも商標「安代りんどう／ASHIRO RINDO」が使用される予定である。

一方で、商標「安代りんどう／ASHIRO RINDO」は、後述するオーストラリアのリンゴ品種「Cripps Pink」のように、商標権のライセンスからロイヤリティーを得る仕組みとはなっていない。これは、永年生でプロダクトライフサイクルの長い果実とは異なり、花卉類は、プロダクトライフサイクルが短い、販売単価が安い、といったことが要因と考えられる。また、リンゴは、個々の品種が外観、質感、食味から消費者に容易に認識されるため、商標を消費者に訴求しやすいが(J.J.Luby et al.(2015))、花卉は、品種や商標よりも美観で商品が選択されるため、商標の出所表示機能、品質保証機能の獲得には長期間を要する可能性もある。

このため、八幡平市では、個々の品種名ではなく商標「安代りんどう／ASHIRO RINDO」のブランディングに力を入れており、EU市場においては、徐々に「ASHIRO RINDO」が高品質なリンドウを示す名称として需要者に認知されてきている。今後、「ASHIRO RINDO」の名称を付すことで他のリンドウよりも販売単価が高くなるようであれば、商標権を活用したライセンスビジネスを展開する余地は十分にあると考える。

5 「安代りんどう」の知財マネジメント

岩手県八幡平市では、図6に示すように、1980年代後半から収集した豊富な育種素材を活用し、海外市場でも需要が拡大しつつあるリンドウ新品種という有望な知財を生産者とともに創造し、創造された知財を国内、国外において育成者権と商標権で保護している。また、国内の生産者のみならず、海外の花卉生産者に栽培を許諾することで市場の拡大を目指している。さらに、許諾の対価として取得したロイヤリティーを新たな品種開発に活用する知的創造サイクルを構築しつつある。当初、海外の生産拠点はニュージーランドのみであったが、それをチリ、EU、ルワンダに拡大し、また、ニュージーランドとの共同育種により赤いリンドウを開発するなど、知的創造サイクルをより強く、早く回していく取り組みが行われている。

特に、保護の面に着目すると、植物は容易に増殖が可能であり、海外への流出を完全に阻止することは難しく、仮に海外において品種登録をしていたとしても、侵害の監視は権利者自らが実施する必要がある。また、侵害と疑われる事案を発見したとしても、特許権侵害と違って育成者権侵害は、植物体の同一性の確認が争点となるため、現状においては権利行使にも課題がある（櫻谷（2018））。本事例のように、海外で有望なライセンス先を見つけ、当該マスターライセンシーには種苗の増殖、生産者には増殖された種苗による切り花の生産・販売のみを許諾し、マスターライセンシーに不法な増殖を監視させるスキームは、保護の実効性の面から有効と考える。

次に、活用の面に着目する。近年、我が国からの農産物の輸出が拡大しているが、遠隔地への輸出は輸送コストや品質保持が課題となる。また、本事例の鉢物のようにそもそも植物検疫の関係で日本から輸出できない品目もある。一方で、本事例では、収穫物そのものの輸出ではなく、海外への知的財産権のライセンスによりロイヤリティーを得ている。海外へのライセンスは、遠隔地で輸出が困難な国や検疫の関係で日本から輸出ができない品目から知財で利益を得ることを可能とする。また、本事例のように日本とは季節が反対になる南半球諸国にライセンスすることで、自国からの輸出と競合することなく年間を通じて商品を市場に供給することが可能になる。

海外では、知的創造サイクルを効果的に回している事例として、オーストラリアの公設試験場が育成したリンゴ品種「Cripps Pink」がある¹³。今後は、国外も含めてこのような事例を収集し、品目に応じた知財マネジメントを検討する必要がある。

八幡平市の取組みは、まだ緒に就いたばかりであり、海外での栽培面積も少ない。事業としての評価はしばらく待たねばならないだろう。しかし、地方自治体において自らの知的創造サイクルを強く、広く、速く回転させ、新しいビジネスモデルを構築していこうとする試みは高く評価される。同市のこれまでの取組みは、現在、農産物を活用した地域活性化や一次産業の振興に取り組んでいる多くの自治体の参考にもなると考える。

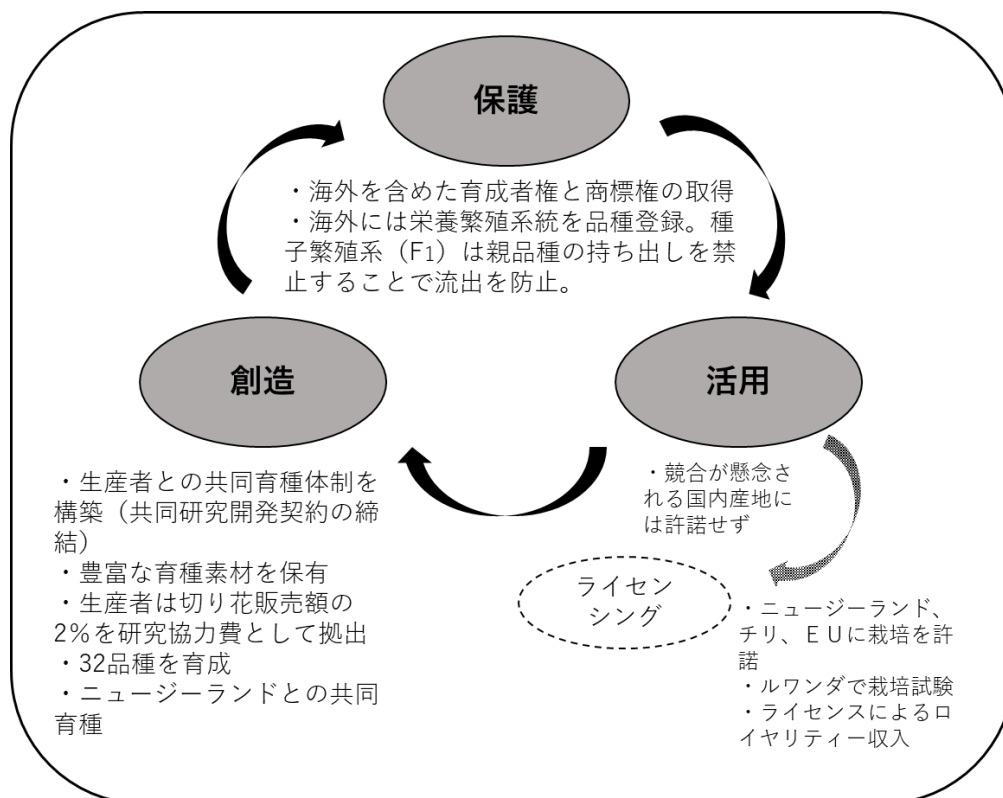


図6 「安代リンドウ」の知的創造サイクルモデル

謝辞

複数回に渡るヒアリング調査にご協力をいただいた八幡平市花き研究開発センターの日影孝志博士に感謝を申し上げます。また、ライセンスについて様々な助言をいただいた農研機構の小田邦幸博士に感謝を申し上げます。

引用文献

- ・ 日影孝志（2013a）「安代リンドウのブランド化と海外戦略」『国際文化研修 2013 冬』vol. 78, pp. 24-27.
- ・ 日影孝志（2013b）「リンドウが国際的な花卉品目になる日を夢見て」『育種学研究』15, pp. 36-39.

- ・ 石塚哉史・澤口頼太・神田健策（2013）「りんどう産地における独自品種開発と輸出の展望―岩手県八幡平市の事例を中心に―」『日本農業経済学会論文集』, pp. 69-76.
- ・ James J. Luby, David S. Bedford (2015) 「Cultivars as Consumer Brands: Trends in Protecting and Commercializing Apple Cultivars via Intellectual Property Rights」『Crop Science』, 55(6), pp. 2504-2510.
- ・ みずほ情報総研 (2017) 『第 11 回アフリカに挑戦する日本の農業を見に行こう』
- ・ 元橋一之・木村亘志・住田能弘ら（2014）『アライアンスマネジメント：米国の実践論と日本企業への適用』, 白桃書房
- ・ 櫻谷満一（2018）「植物品種の育成者権行使に関する考察」『知財管理』Vol. 68, No. 3, pp. 331-340.
- ・ 柴田道夫編（2016）『花の品種改良の日本史』, 悠書館
- ・ 特許庁監修、独立行政法人工業所有権情報・研修館企画（2010）『事業戦略と知的財産マネジメント』, pp. 28-31.
- ・ 横田洋之（2006）『「安代りんどう」輸出の現状』, 21 世紀政策研究所
- ・ 吉池貞蔵（1992）『花専科育種と栽培リンドウ』, 成文堂新光社

注記

- ¹ 植物品種の海外への流出は 2000 年頃からイチゴ品種、いぐさ品種、花卉品種等で問題となり、このため、種苗法、関税法が改正され、育成者権の強化、輸出入差止制度の導入等が図られているが、近年も、ブドウ品種、柑橘品種の流出が問題となっている。
- ² 植物の新たな品種に対して与えられる知的財産権であり、種苗法によりその権利が保護される。特許と同様に登録により権利が発生する。
- ³ 我が国も含めて、欧州、米国等多くの国では、植物品種について、育成者権による保護制度と特許権による保護制度が併存している。このため、作出した植物自体を特許権により保護することも可能である。しかし、交配、選抜等の従来技術で育成された植物は進歩性の特許要件を充足しないため、植物自体の登録特許は極めて少ない。
- ⁴ 種苗法（第 2 条）において、品種の「利用」とは、①その品種の種苗の生産、譲渡、②その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物の生産、譲渡、③その品種の加工品の生産、譲渡等と定義される。
- ⁵ 植物を種子から育てること。
- ⁶ 八幡平市は、2005 年に岩手郡西根町、同郡松尾村、同郡安代町が合併して誕生した。岩手県の県庁所在地である盛岡市の北西に位置しており、西は秋田県仙北市、鹿角市、北は青森県田子町と接している。
- ⁷ 登録番号 4995。2001 年に育成者権消滅。
- ⁸ これまで八幡平市は 32 品種のリンドウを開発しているが、育成者権が消滅した品種が 2 品種、18 品種は F₁ 品種のため出願・登録を行っていない。
- ⁹ 遺伝子の違う 2 個体の交配によってできる第一代目で、両親よりも旺盛な生育を示す

(雑種強勢)。ただし、このような利点は一代限りであり、第二代目以降は雑種強勢が失われたり、遺伝的分離がおきて特性が不ぞろいになる傾向にある。

¹⁰ 植物の新品種の保護条件、内容、最低限の保護期間等を定めた国際条約。

¹¹ 「標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書」に基づく商標の国際出願制度。本国の出願又は登録を基礎として WIPO 国際事務局に出願することで、一つの願書で複数国に一括して出願手続を行うことができる。なお、国際登録日とは、WIPO 国際事務局が認定した出願日であり、各国における登録日ではない。

¹² 各国のビジネス環境の現状をランキングした世界銀行の報告書（2016 年）。

¹³ 「Cripps Pink」は、世界 30 カ国以上に品種登録し、さらに、品種名称とは別に「PINK LADY」を世界 70 カ国以上に商標登録し、この育成者権と商標権を海外の生産者にライセンスすることで年間 10 億円近くのロイヤリティを得ている（農林水産省（2009）『平成 20 年度農林水産貿易円滑化推進事業輸出戦略調査報告書』）。



著者略歴

櫻谷満一（さくらだに みつかず）

東京理科大学大学院イノベーション研究科修了、一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士後期課程中退。現在、高知工科大学大学院工学研究科博士後期課程在籍。知的財産修士（専門職）。一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産管理技能士会研究会研究員。

【投稿受領日】2019 年 1 月 20 日

【査読通過日】2019 年 3 月 27 日